

「詳細な制度設計に向けた論点整理」についての考え方

平成 1 8 年 5 月 1 2 日
中 小 企 業 庁

1．完全民営化時点における機関の在り方

(1) 新機関のイメージ

- ・ 中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員（以下「中小企業等」）を主たる対象として、フルバンキング機能を提供する。

(2) 業務の在り方

- ・ 商工中金の有する強みを発揮するためにも、特徴のない金融機関とするのではなく、引き続き、中小企業分野に業務を集中し、組合金融機能を含む総合的な金融サービスを提供する。
- ・ 顧客との長期的な信頼関係を構築することが商工中金のビジネスモデルを確立するためにも有効であることから、外部環境等により一時的な苦況に陥っている顧客に対しても、引き続き積極的な対応を行う。
- ・ 資金調達については、債券による調達を原則としつつ、資金調達基盤の多様化を図る。

(3) 組織の在り方

- ・ 会社法を設立根拠とする株式会社とし、政府保有株式は移行期間中に処分する。その上で、組合金融機能を含めた中小企業等への金融機能の根幹を維持するために必要な措置を講じる。
- ・ 現在の自己資本比率（7.8%）が維持されるよう移行期に財政基盤の整備（後述）を行うとともに、引き続き自己資本の充実を図る。

2．移行期（20年度の新体制以降から完全民営化まで）の在り方

(1) 完全民営化のプロセス

- ・ 持続可能なビジネスモデルを構築するためには、移行期間当初から、政府関与を縮小して、経営の自主性を高めることが必要。
- ・ 中小企業向け金融機関としての機能を維持し、引き続き中小企業者自

身による業務運営を確保しつつ、自立的な財務基盤の確立を行う観点から、出資資格者の範囲等について検討。

- ・ 資金調達については、金融債による調達を原則としつつ、資金調達基盤の多様化を図る。

(2) 移行措置

- ・ 自己資本比率を維持しつつ、民営化後の配当負担を合理的な範囲に抑制する観点から、他の民営化法人（ＪＲ、ＮＴＴ等）の例にならい、資本構成の在り方について検討する。併せて、移行期間中から、内部留保の増加等による自己資本の充実を図る。

3 . 20 年度の新体制移行までの準備の在り方

- ・ 新組織への円滑な移行を可能とするため、所要の税制上の措置に加え、移行に反対する民間出資者への補償手続きを含めた移行手続きが必要。